

2019年8月27日

お客さま 各位

株式会社 紀陽銀行

外貨両替取引における取引上限金額設定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当行では、2019年10月1日（火）より、下記のとおり外貨両替取引の取引上限金額を設定いたします。

お客さまには何かとご不便をおかけすることと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外貨両替取引上限金額

◇外貨両替取扱店舗（関西国際空港出張所除く）

取引区分	外貨から円貨	円貨から外貨
ご本人様の口座を利用したお取引 （預金口座との振替によるお取引）	100万円以内	100万円以内
現金でのお取引	30万円以内	30万円以内

◇関西国際空港出張所

取引区分	外貨から円貨	円貨から外貨
現金でのお取引	100万円以内	100万円以内

※関西国際空港出張所は、現金のみのお取り扱いとなります。

短期間に複数回の外貨両替を行い、その合計金額が取引上限金額を超える場合は、お取引をお断りする場合がございます。

2. 設定日

2019年10月1日（火）

3. お客さまへのお願い

お取引に際し、ご本人さま確認資料のご提示や、両替目的のご説明、各種資料のご提示、ご提出等をお願いする場合がございます。

また、ご説明や資料のご提示、ご提出をいただいた場合でも、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

以上